

4 保安院への津波評価技術についての説明内容（甲A2の1・377頁）

被告東電を含む電事連の幹事会社らは、平成14年1月29日、保安院から津波評価技術の内容に関する説明を求められ、「物を造るという観点で想定される津波のマックス」、「これを超えるものが理学的に絶対ないということではない」と説明した。

5 津波評価技術策定を受けた被告東電の試算結果（丙A27）

被告東電は、平成14年3月、津波評価技術をもとに、本件原発及び福島第二原発に影響を与えうる津波の発生領域を複数想定し、複数の波源モデルを設定してパラメータスタディを実施した。その結果、設計想定津波の最高水位は、O.P. + 5.4mないし5.7mであった。

6 長期評価の知見に対する対応（甲A75）

津波評価部会は、津波評価技術の後に示された長期評価の知見については、確率論的津波ハザード解析のなかで対応していくことにした。

7 耐震設計審査指針及び耐震バックチェック指示（甲A2の1，乙A11）

保安院は、新耐震指針が策定されたことを受け、平成18年9月20日、「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」（バックチェックルール）を策定するとともに、被告東電を含む各電力会社に対して、稼働中及び建設中の発電用原子炉施設について耐震バックチェックの実施とそのための実施計画の作成を求めた。

そして、耐震バックチェックに当たっての評価及び確認の際は、i) 基準地震動 $S_s$ に対する耐震設計上重要な施設の保持の観点から行うこととする、ii) 基準地震動 $S_s$ に対する安全機能の保持の評価及び確認を行う施設は、新耐震指針によるSクラスの施設とすること、iii) 基準地

震動  $S_s$  は、新耐震指針に則り「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せずに策定する地震動」を考慮して策定すること、iv) 施設に作用する地震力の算定や安全機能の評価及び確認等に用いる地震解析手法、解析モデル等については、従来の評価実績のみならず最新の知見をも考慮すること、の4点を基本的な考え方とすることとした。

また、バックチェックルールにおいては、地震随件事象に対する考慮として、津波に対する安全性も確認基準の項目とされた。そして、津波評価に当たっては、既往の津波の発生状況、活断層の分布状況、最新の知見等を考慮して、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある津波を想定し、数値シミュレーションにより評価することを基本とすること、津波の想定及び数値シミュレーションの方法として、津波の想定に当たっては、敷地周辺の既往最大津波の被害状況、プレート境界付近及び日本海東縁部における津波の発生状況、海域の活断層を考慮し、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある津波を想定するとともに、日本近海のみならずチリ沖など敷地への影響が否定できない津波も考慮すること、津波の数値シミュレーションに当たっては、想定津波の発生域において、過去に敷地周辺に大きな影響を及ぼしその痕跡高の記録が残されている既往の津波について数値シミュレーションを行った上で、想定津波の数値解析計算を行うこと、既往最大津波の数値解析計算については、痕跡高の再現性の検討を行い、数値解析計算に用いたモデル及び計算手法の妥当性を確認すること、想定津波の数値解析計算については、想定津波の断層モデルに係る不確定性を合理的な範囲で考慮したパラメータスタディを行うこと等を求めた。

8 耐震バックチェックに関する保安院からの口頭指示(甲 A 1・8 6, 4 5 6, 4 5 7 頁)

(1) 保安院の耐震安全審査室長は、全電気事業者の各担当者に対し、

平成18年10月6日、耐震バックチェックに係る耐震安全性評価実施計画書に関する一括ヒアリングの席で、津波対策について、「本件は、保安院長以下の指示でもって、保安院を代表して言っているのだから、各社、重く受け止めて対応せよ。」とし、「バックチェックではチェック結果のみならず、その対応策についても確認する。」、「津波に余裕のないプラントは具体的、物理的対応を取ってほしい。」、「津波（高波）について、津波高さと敷地高さが数十センチとあまり変わらないサイトがある。評価上オーケーであるが、自然現象であり、想定を上回る場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、そのまま炉心損傷になるため安全余裕がない。」、「今回は保安院としての要望であり、この場を借りて、各社にしっかり周知したのものとして受け止め、各社上層部に伝えること。」と口頭指示した。電事連は、上記口頭指示を記録に残した。

(2) 上記口頭指示は、被告東電の原子力部門の担当副社長までは伝えられたが、当時の会長である勝俣恒久は、被告東電の本部止まりであり、自分には届いていないとしている。

(3) 保安院の担当者は、電事連の担当者及び被告東電の担当者との平成19年4月4日の耐震バックチェックに関する打ち合わせの席上で、本件原発に対して対策を取る方針を伝えられた際、津波評価基準による想定「津波を1mを超える津波は絶対に来ないと言い切れるのか。」と質問し、電事連の担当者から「地震でも残余リスクについての議論があったのと同様、津波も確定論での想定津波を絶対に超えない、といえないことは認識している。」と回答され、「地震は設計を超えても設備側に余裕がある。津波、特に上昇側はあるレベルを超えると炉心損傷に至ることを気にしている。」という考えを示した。電事連は、この応答を記録に残した。

被告東電は、海水ポンプの水密化や建屋の設置といった対応策を検討したが、これらを実施しなかった。被告東電が平成18年以降本件事

故に至るまでの間にとった対応策は、5号機及び6号機の海水ポンプの水封化（水中に全体が没しても、水位が下がったあとすぐに運転可能な仕様にすること）のみである。

9 被告東電の行った津波対策の内容と長期評価に基づく試算結果（甲A1，乙A10の1，11）

被告東電は、平成18年9月以降、保安院からの耐震バックチェック指示に従い、津波評価技術と同様の方法によって津波数値解析計算を実施した。もっとも、耐震バックチェックにおいて津波の安全性を評価するに当たっては、前述のとおり、最新の知見等を考慮して、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある津波を想定すべきとの要求がされていた。そこで、被告東電は、福島県の「福島県沿岸津波浸水想定検討委員会」が使用した波源モデル、茨城県の「茨城県沿岸津波浸水想定検討委員会」が使用した波源モデル、中央防災会議の日本海溝・千島海溝調査会が公表した波源モデルを用い、本件原発立地点における設計想定津波の評価を実施した。その結果、上記評価による想定津波の津波高は、いずれも、被告東電が平成14年3月に津波評価技術を用いて算出した当時の設計想定津波高（O. P. +5.7 m）を上回るものではなかった。

10 平成20年から平成21年にかけての対応等（全体として甲A1，2の1。甲A59，62，64の2，86，乙A10の1，25，証人佐竹健治）

(1) 被告東電は、平成20年2月26日、今村文彦のもとを訪れ、推進本部の見解を確定論でも取り入れるべきとの専門家意見があったことに関し質問し、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないため波源として考慮すべき」との回答を受けたが、他の有識者から「設計事象で扱うかどうかは難しい問題である」という回答も受けていた。

(2) 被告東電は、平成20年3月31日、新耐震指針に伴う耐震パッ

クチェック指示に対して、5号機をもとに中間報告をとりまとめ、被告国に提出したが、この中間報告においては、津波の評価に関するバックチェックを内容として盛り込まなかった。被告東電は、これらについては最終報告書において報告するとの方針とし、長期評価の知見を踏まえ、津波評価の不確かさを考慮した安全性評価を実施することとした。

被告東電が上記中間報告を公表する際の想定問答集には、長期評価の取扱いについて、長期評価の知見をもとにした場合に津波高が大きくなるかどうかは、現在解析及び評価中であること、長期評価で指摘されていた福島沖におけるM8クラスの地震の発生に対しては、その発生可能性の観点から原子力発電施設の設計において考慮する必要がないと考えていることなどが記載されていた。

(3) 被告東電は、平成20年4月頃、バックチェック最終報告書における長期評価の扱いを検討する際の参考資料として、会社内部で検討する目的で、長期評価の知見を前提に津波試算を実施し（平成20年試算。甲A59）、その結果をまとめた書面（「福島第一原子力発電所津波評価の概要」（甲A64の2））を作成した。平成20年試算の計算方法及び計算結果は、以下のとおりである。

（計算方法）

ア 長期評価の知見に沿い、明治三陸地震、プレート内の活動域で昭和三陸沖地震と同様の地震は、三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿いプレート間の活動域のどこにおいても発生し得ると仮定

イ 上記地震によって本件原発立地点に到達し得る最大の津波高を、津波評価技術を用いて計算

ウ 波源モデルを上記のように設定

エ 格子間隔を最小で10mと設定

（計算結果）

朔望平均満潮位時に本件原発立地点に到来する津波高は、敷地南側においてO. P. + 15. 707 m, 敷地北側においてO. P. + 13. 695 mと算出された。

(4) 上記「福島第一原子力発電所津波評価の概要」においては、本件原発に到達した津波が敷地南部の放水口付近から敷地(O. P. + 10 m)へ遡上すること、取水口前面(O. P. + 4 m)からも遡上するものの敷地高さまでには到達しないこと、敷地北部からも敷地(O. P. + 13 m)へ遡上するが浸水深は小さいことが指摘され、敷地北部及び南部から敷地への遡上及び港内からO. P. + 4 mへの遡上について対策を要することが言及されている。

また、上記概要においては、今後の予定として、長期評価の知見に基づく波源モデルについて、今後二、三年間を費やして検討するとともに、津波評価技術を改訂する予定であること、長期評価の知見の取扱いについて学識経験者に説明及び折衝を行うこと、改訂後の津波評価技術に基づいたバックチェックを実施すること等が挙げられ、同欄の末尾に、「ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本（推進本部）の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。」と記載されている。

(5) 被告東電は、平成20年6月以降、社内検討を重ね、同年7月31日、担当者から、原子力・立地本部副本部長らに対し、平成20年試算を前提とした防潮堤等を設置する案が示されるなどしたが、結局、i) 長期評価の取扱いについては評価方法が確定しておらず、直ちに設計に反映させるレベルのものではないと思料されるとし、長期評価の知見については電力共通研究として土木学会に検討を依頼し、その扱いに関して結論を得ること、ii) その結果、対策が必要となれば、対策工事等を実施するこ

と、iii) 耐震バックチェックは、当面、津波評価技術に基づいて実施すること、iv) 土木学会の委員を務める有識者に上記i)ないしiii)の方針につき理解を求めること、という方針を決定しつつあった。

被告東電は、同年10月以降、有識者に上記検討結果について理解を求めたところ、特段否定的な意見を述べない者もいた一方で、阿部勝征から、「推進本部が長期評価を出している以上、事業者はどう対応するのか答えなければならない。対策を講じるのも一つ、無視するのも一つ。ただし、無視するためには、推進本部の見解に対応するような津波が過去に発生していないことを示すのも一案」であるとの指摘を受けた。

(6) 被告東電は、平成21年2月、最新の海底地形データ等をもとに、津波評価技術の手法を用いて津波評価を実施した。その結果、O.P.+6.1mとの評価結果を得たため、海水ポンプ用モーターのかさ上げ等の対策を実施した。

(7) 被告東電は、バックチェック最終報告書の提出予定を平成28年1月と定め、本件事故の発生時点において、同報告書を提出していなかった。

11 貞観津波に関する知見の取扱い（甲A2の1・398頁，乙A10の1・21頁，証人佐竹健治）

(1) 被告東電は、前記のとおり、上記10(5)の有識者から意見を求める過程で、平成20年10月、産総研の佐竹健治から貞観津波に関する公表前の佐竹論文を受け取っていた。

(2) 被告東電は、貞観津波に関する佐竹論文で言及された知見についても、津波評価技術に基づく安全性評価を覆すものであるかを判断するため、佐竹論文をもとに本件原発における波高の試し計算を実施した。その結果、本件原発において、O.P.+8.6mないし9.2mとの結果を得た。

(3) そこで、被告東電は、佐竹論文についても、長期評価と同様に電力共通研究として土木学会に検討を依頼することとし、佐竹論文でその必要性が言及されていた福島県沿岸における津波堆積物調査を実施する方針を決定した。

(4) 産総研及び東北大学は、文部科学省の「宮城県沖地震における重点的調査観測」を平成17年から平成21年まで行っており、平成19年には、東北大学が、南相馬市浪江町請戸地区において、貞観地震によるとされる津波堆積物を発見した。

平成20年には、産総研が福島県沿岸の相馬市内、南相馬市内及び富岡町内において津波堆積物と考えられる砂層を発見したが、貞観地震によるものと結論付けておらず、東北大学は相馬市（松川浦地区）、浪江町（請戸地区）で津波堆積物を発見し、貞観津波によるものとしていた。

#### 第6 電源設備の被水に対する脆弱性（甲A37, 38, 58）

1 原子力発電所の電源設備（発電機及び配電盤）は、若干の水に濡れるだけでも機能不全に陥るおそれがあるため、津波による被水を避ける必要がある。電源設備が被水した場合、解体、乾燥、部品交換等を経る必要があり、使用できるようになるまでには少なくとも数か月はかかるため、早期復旧は不可能である。（甲A37, 38, 58）

2 被告東電は、平成3年、1号機の海水系配管の漏えい溢水事故が発生し（平成3年溢水事故）、非常用DG及び非常用配電盤が被水したため、機能不全に陥ったことがあった。（甲A37, 38）

#### 第7 認定事実を基にした判断

##### 1 予見の対象となる津波の内容及び程度

(1) 原告らは、本件において予見の対象となる津波を、本件原発の敷地地盤面を超えて非常用電源設備等の安全設備を浸水させる規模の津波（本件津波と同程度の津波を含む。）と主張する。



そこで検討するに、予見可能性は、不法行為者に対して結果回避義務を課す前提として、当該行為によって当該結果が発生する具体的危険性を予見できたことが必要であることから要求されるものであるから、予見の対象は、当該不法行為者において、結果の防止行為ないし回避行為を期待することを基礎づけるに足りる事情、すなわち、当該行為によって生じた権利侵害及びそれに至る基本的な因果経過であれば足りると考えられる。そして、非難性の有無及び程度を検討するにあたっては、適法行為の期待可能性の有無及び程度が重視されるべきであると考えられることに照らせば、この理は、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求において、慰謝料算定の考慮要素として、非難性を基礎づける事情として予見可能性を検討する際も異なるところはないというべきである。

この点、前記第2節（本件事故の原因（争点②））において説示したとおり、本件事故が生じた原因は、本件津波により配電盤が被水しその機能を喪失した結果、冷却機能を喪失したことにある。そして、本件原発において、1号機ないし4号機の非常用配電盤は地下1階ないし1階に設置されており、本件津波は非常用DG給気ルーバから建屋内の非常用DG室に侵入したこと（前記第2節における認定事実）、1号機ないし4号機のタービン建屋地上開口部は敷地地盤面と同じ高さであり、非常用DG給気ルーバの最下端が敷地地盤面に近いことに加え、5号機の敷地地盤面（O.P. + 13 m）+ 1 mの溢水シミュレーションの結果、タービン建屋の各エリアが浸水し電源設備の機能喪失の可能性が指摘されていること（甲A13、乙10の1・105頁、乙10の2・添付7-1）及び津波は水位が上がるだけでなく、速度のある、エネルギーの大きな水の塊であること（上記認定事実）からすれば、本件原発の敷地地盤面を超える程度の津波であれば、非常用電源設備等の安全設備を浸水させ、本件事故を発生させる規模の津波であるということが出来る。

もつとも、前述のとおり、津波は、敷地地盤面の高さを下回る津波高であっても、敷地地盤面を超えるものとなり得るところ、本件原発の敷地地盤面を超える最低限の津波高について、これを証拠上認定することはできない。

そこで、被告東電が、予見しあるいは予見することができた津波高を検討し、その検討結果が、本件原発の敷地地盤面の高さをを超える程度の津波ということができ、かつ、本件原発の非常用電源設備等の安全設備が浸水するとその機能を喪失する可能性があることを認識していたということができれば、被告東電の予見可能性を肯定することができると考えられることから、第2項以下においては、主に、被告東電が、予見しあるいは予見することができた津波の高さを検討し、併せて安全設備の被水に対する脆弱性の認識についても検討する。

(2) 以上に対し、被告東電は、本件における予見の対象について、本件事故発生までの事実経過の基本的部分として、本件津波と同程度の津波が予見の対象となると主張する。そして、本件津波が被告東電の従前の想定をはるかに超えた規模の津波であり、M9.0の規模で複数の領域を連動させた広範囲の震源域を持つ地震によって引き起こされた津波であることからすれば、このような津波を具体的に予見することは不可能であったと主張する。

しかしながら、前記のとおり、本件における予見の対象は、当該行為によって生じた権利侵害及びそれに至る基本的な因果経過であれば足りるのであって、被告東電の上記主張のような、M9.0の規模でプレート間及びプレート内における複数の領域を連動させた広範囲の震源域を持つ地震によって引き起こされた津波を予見する必要はなく、上記(1)で検討したような、本件事故を発生させる具体的危険性が認められる程度の津波であれば足りるものと解するのが相当である。

また、被告東電は、原告らの主張する津波は、予見の対象として不特定である旨主張する。

しかしながら、原告らは、予見の対象として、本件原発の敷地地盤面を超えて非常用電源設備等の安全設備を浸水させる規模の津波に本件津波と同程度の津波を含めて主張し、本件津波と同程度の津波を被告東電が予見しあるいは予見することができた津波として主張していること、及び、本件原発の敷地地盤面をどの程度超える津波であれば非常用電源設備等の安全性を被水させるのか等について、敷地地盤面の高さに1 mに加えた高さの津波により非常用電源設備等の一部の機能喪失を主張していることからすれば、原告らの主張する津波が、主張立証の対象として設定する予見の対象として不特定であるということとはできない。

## 2 津波評価技術の策定まで

(1) 津波が発生する前提として、プレート間の地震が発生するメカニズムについては、プレートテクトニクス理論という考え方が科学的知見として一般的であった。そして、4省庁報告書及び7省庁手引は、プレートテクトニクス理論を前提とする地震地体構造論をもとに、その当時把握されていた既往最大津波をもとに、想定最大津波を数値解析する計算手法を採用した。すなわち、同規模の津波は、その前提となる地震が発生したことが文献上記録されていない地域であっても、当該地域が当該地震の発生した地域と共通の性質を有する場合には、当該地震と同様の地震が発生し得るという考え方を採用していた。

(2) 津波が発生した場合には、特に人口の密集する大都市圏を中心に大規模な被害が発生し得るにもかかわらず、当時の研究者の共通認識としては、津波の発生頻度が低く、その発生位置及び発生時期を予測することが当時の技術水準では困難であると考えられていた。現に、4省庁報告書は、津波の数値解析計算手法の精度が発展途上であるからその汎用性に限

界があることを指摘するとともに、地形、計算格子及び計算手法等による様々な誤差が混入するおそれがあることを認めた上で、大局的な判断を行うことが望ましいと述べている。加えて、4省庁報告書及び7省庁手引が発表された頃、当時の想定津波計算結果の精度は「倍半分」とであると指摘されていた。

(3) 以上によれば、当時は想定される津波の精度が不十分であることの認識があったこと、想定される津波の最大の高さは想定津波計算結果の二倍になり得ることが指摘されていたことからして、津波に対する防災対策は、常に安全側の観点からこれを行うべきであると考えられていたということが出来る。

### 3 津波評価技術

被告東電は、津波評価技術に基づいて本件原発の津波対策を講じており、最新の専門的知見によっても予見可能性はなかった旨を主張しているので、以下、津波評価技術の内容等について検討することとする。

#### (1) 津波評価技術による想定津波の計算手法

上記認定事実及び証拠（丙A132，133，証人佐竹健治）と弁論の全趣旨によれば、津波評価技術は、ほぼすべてが「科学的に確立した知見」に基づくものであり、その計算手法については国際的な評価を受けているものであること、津波評価技術における評価方法として採用されたパラメータスタディは想定津波の不確定性を設計津波水位に反映させるためのものであり、その結果は評価地点における影響の最も大きいものを選定することとされていること、そして、これによる津波数値解析計算の結果は、平均して既往最大津波の約二倍となったことが認められ、そうすると、計算手法については合理的なものといえる。

したがって、津波評価技術は、計算手法それ自体に問題点があるということとはできない（もっとも、補正係数を1.0としたことは、後述

のとおり問題があるものとする。)

(2) ここで、上記第5の4の保安院に対する津波評価技術についての説明内容において、「理学的に絶対ないということではない」としつつ、「物を造るという観点で想定される津波のマックス」、「工学的な裕度を見込む」の意味について検討しておく。

#### ア 岡本孝司の説明

(ア) 証拠(丙A219)によれば、東京大学大学院工学系研究科教授である岡本孝司は、原子力工学について、次のとおり説明している。

原子力工学は、原子力の有用性とリスクを調和させるために適切なリスク評価を行い、原子力設備等の設計及び運用方法を探求していく学問である。工学は、「100%の絶対的な安全性というものはない。」という不確かさを許容した上で、いかに安全性を確保していくかということを考える学問であり、この不確かさを可能な限りコントロールすることで安全性を高め、事故が起きるリスクを合理的な範囲まで小さくする方向で研究を行うものである。原子力工学の考え方では、津波の試算があった場合、その試算の精度及び確度が十分に信頼できるほどに高いものであれば、設計津波として考慮し、直ちにこれに対する対策がとられるべきであるが、その程度に高いものではないのであれば、現実的な限界からして投入しうる資源および資金を踏まえ、総合的な安全対策を考えつつ、優先度が高いと考えられるものから対応を検討することが合理的である。

(イ) 上記岡本孝司の説明に照らせば、「物を造るという観点で想定される津波のマックス」とは、「投入できる資源や資金を踏まえて対策を講じるべき津波の最大値」という意味と解される。

イ 他方で、工学的見地からは、再来するかどうかは不確かであるが、500年から1000年等と再来周期が長く、規模も大きい可能性のある津波に対しては、多くの設備が被害を受けるとしても、少なくとも冷

却のための設備だけは守れるような設計，例えば，普通の構造物は補正係数 1 でよいが，非常用設備については，補正係数を 2 にするという考え方もある。（上記認定事実，甲 A 5 8，7 5，8 6）

### (3) 津波評価技術の問題点

ア 上記認定事実によれば，津波評価技術には，i) 被告東電等が幹事団となっている電事連は，「常に安全側の発想から対象津波を設定することが望ましい」としたのでは，「工学的な判断が入り難くなる」とし，津波評価技術は，理学的にこれを超える津波は絶対ないということではないとしつつ，工学的な考えに基づいて作成されたものである点，ii) 津波評価技術を使用する事業者あるいはそれを規制する被告国が施設の重要度に応じて異なる補正係数を用いる役割を担うべきところ，補正係数の在り方については十分な議論がされなかった点，iii) 同じような津波が繰り返し発生すること及び再来周期 5 0 0 年の津波の存在が知られているにもかかわらず，1 6 0 3 年から始まる江戸時代前の文献上繰り返しを確認されていない津波及び記録の残っていない津波を取り上げていない点，iv) 津波評価技術に以上で述べた適用限界や留意事項があることが一切記載されていない点に問題があるものと考えられる。

イ 原子力発電施設は，一度炉心損傷が生じてしまった場合，取り返しのつかない被害が多数の住民に対して生じてしまうという性質があり，そのため，「万が一にも事故は起こしてはならない」との理念のもと，国会において繰り返し説明され，設置されたものであることからすれば，採るべき安全策については，万が一も想定した，常に安全側の対策が採られるべきである。しかるに，津波評価技術は，文献が残る 4 0 0 年程度の既往津波をもって，想定津波を検討したものであるから，常に安全側の発想に立って作成されたものと評価することはできない。

## 4 長期評価の合理性

(1) 長期評価の内容及び信頼性について、島崎邦彦は、長期評価の作成に関与した地震学者が地震及び津波に関して個々の考え方を持っているため、長期評価の策定に当たっては最大公約数的に意見をまとめる必要があったとし（甲H2の1・24頁）、「日本海溝沿いの北部から南部領域にかけて、津波地震がこの領域内のどこでも発生する可能性がある」との見解（長期評価の知見）につき、長期評価が地震学者の見解を統一して公表したものであるとしている（甲H3の1・36頁）ところ、長期評価が公表された後に土木学会によって実施されたアンケート結果を参照しても、「津波地震が上記領域のどこでも発生しうる」という意見が過半数を占めており、長期評価の知見が地震学者の間において多数的な見解であったことが裏付けられている。

これらの事情に加え、推進本部が、法律（地震防災対策特別措置法）に基づき、地震に関する調査研究の推進並びに地震から国民の生命、身体及び財産を保護するために設置された被告国の機関であることや、著名かつ実績のある地震学者を中心に構成された機関であること、長期評価は、三陸沖から房総沖にかけて過去に大地震が多く発生していることから当該地域における長期的な地震発生の可能性等についてまとめる形で推進本部によって策定されたものであることをも踏まえれば、長期評価は、地震及び津波対策を検討する上で、重要な存在というべきである。

(2) また、上記認定事実によれば、長期評価は、震源に関して「三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りをひとまとめにして、この範囲においてM8クラスの地震が発生する可能性を否定できない」と概括的に指摘し（長期評価の知見）、地震発生確率に関して「400年間に3回という発生頻度、地震の断層の長さが全体の領域の長さの4分の1の200kmであることから、約532年に一度発生する」と単純に計算したものであり、上記過去400年間に発生した3つの津波地震（i）1611年に発生した慶長